

平成二十二年八月十日受領  
答 弁 第 六 号

内閣衆質一七五第六号

平成二十二年八月十日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出北方領土返還問題を早期に解決することに向けての菅内閣の姿勢に関する質問  
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出北方領土返還問題を早期に解決することに向けての菅内閣の姿勢に関する  
質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、内閣総理大臣官邸内の公務の分担として、仙谷内閣官房長官が応対したものである。

三及び四について

政府としては、日露間の最大の懸案である北方領土問題については、北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結するという基本的方針を堅持しつつ、北方四島の我が国への帰属が確認されれば、実際の返還の時期、態様及び条件については柔軟に対応する考えである。

五について

ロシア側が領土問題の存在を認め、日露二国間で領土交渉が本格的に行われるようになって以降、政府としては、三及び四について述べた基本的方針の下、ロシアと二国間で強い意思をもって交渉していくことが重要と考えており、今後とも適切に対応していく考えである。